

【月刊】

キャッチピース

97

通巻174号 01/12/20

「戦争」の名に すら値しない 大国の暴虐を 止めるのは誰か

田巻一彦
編集部



港に入る米国の軍艦、艦長は人々にこう言う。「我々は、あなた方を<米国に対する攻撃>から守るためにやってきた」。「非核独立太平洋運動」が発行する「パシフィック・ニューズ・ブレティン」12月号に掲載されたこの漫画は、最大限の皮肉をもって、「報復戦争」を突っ走る米軍の本質をついている。

器の実験や、核廃棄物・有害物質のゴミ捨て場に使ってきた。今度は、難民や政治犯を<投棄する>のか」と抗議の声をあげている。

「戦争」でさえない暴虐

9月11日から今日までの数ヶ月は、後生の歴史書にどのように書かれるのだろうか。

米ニューハンプシャー大学のマーク・ヘロルド教授は、アフガニスタンでの援助団体、国連、現場の承認の報告世界中のメディアの報道を精査した結果として、米国によるアフガニスタン空爆での一般市民の犠牲者が、空爆開始の10月7日から12月22日まで少なくとも3,767人にのぼったと報告している。

生命の重さを「数」で測ることの不適切さを承知しつつも、これがあの日ニューヨークとワシントンの死者の数をすでに超えているという事実を前にして、慄然とするのは筆者だけではないだろう。さらに、次のような事実は、この「報復戦争」が「戦争」の名にすら値しない、「リンチ」あるいは「なぶり殺し」、さらに言えば「兵器の消費」でしかないことを教えている。

テロ容疑者を太平洋に収容？

アフガニスタンで行われている「戦争」は太平洋にも大きな波紋を広げようとしている。米国が、アフガニスタンで拘束した「アルカイダ・グループ」などの「戦争犯罪者」の拘留施設を、太平洋の米国領に置こうとしているからだ。すでに12月上旬には、北マリアナ諸島のティニアンに施設建設用と思われる資材の一部が陸上げされた。近々に、ティニアンには5000人の海兵隊員がやってくるという。

一方では、オーストラリアは、経済援助をちらつかせながら、難民収容施設の設置場所としてナウル、バブア・ニューギニア等の島々を物色しているとも伝えられている。

太平洋の人々は「大国はこれまで、太平洋を核兵

編集発行●脱軍備ネットワーク・キャッチピース

●維持会員(月額) 個人1口1000円 団体1口2000円

●通信会員(年額) 1口3000円

●参加会員(月額) 個人1口500円 団体1口1000円

(会費には本紙購読料が含まれます)

「30日付の英紙サンデー・テレグラフは米国防総省当局者の話として、米国防総省が巡航ミサイルの不足でイラク攻撃に踏み切れないでいると報じた。同紙によると、米軍が現在保有する非核弾頭用の空中発射巡航ミサイルは30発足らずで、昨年ボーイング社に発注した同ミサイルが完成するのは数カ月先という状態。軍当局は同社に生産ピッチを少しでも上げるよう圧力をかけている」(ロンドン発「共同」12月30日)。

この記事の向こう側には、テロを「天佑」であるかのように、兵器生産のピッチをあげながらそろばんをはじく企業経営者の姿が見える。トマホークだけではなく、レーザー誘導爆弾も、クラスター爆弾も、燃料気化爆弾・・・ありとあらゆる大量殺戮兵器が、アフガニスタンの国土にぶちまけられ、人々の命を奪い、病院や水道を破壊し、兵器産業を不況の底から救っている。

兵器産業だけではないだろう。米、英、独、そして日本も「アフガン復興」をビジネスチャンスととらえて、どれだけの利権の分け前を確保できるのか、そのために米国に追随し、軍事貢献に走っているのではないだろうか。まるで、企業が「不良資産」を処分するように、疲弊したアフガン社会をインフラもろともたたき壊し、更地にして、自分たちの都合の良い政権をうち立てて、乗っ取るうとしている。筆者の目にはそう見える。

日本が払った余りにも大きな代償

「戦争は、国家による戦争の意思表示が前提」(1907年「開戦に関する条約」)、「復仇(敵討

ち)の禁止」(1975年「ヘルシンキ宣言」)など国際法の原則から言っても、「報復戦争」に大義はない。また有力容疑者オサマ・ビン・ラディン氏を拘束し裁くことが目的ならば、ハーグ条約等テロ防止国際条約に従って拘束し、国際法廷で裁くという道筋は一度もまともに検討されていない。

このような「大国によるリンチと破壊」に、憲法をかなぐり捨てて「協力」しているのが小泉政権である。12月21日付「毎日新聞」によれば、ホワイトハウスは「テロとの戦争」の実績をデータで示す報告書を発表し、対アフガン軍事行動では136カ国から軍事支援の申し出があり、軍事展開をしている米以外12カ国の国名を列挙した。この中で貢献度の高い国として「英国から豪州、日本まで各国から支援を得た」と日本に言及している。総額130億ドルの戦費負担をしたにも係わらず、貢献が全く評価されなかった湾岸戦争とは全く違う「評価」に、小泉首相は鼻高々だろう。しかし、払った代償はあまりにも大きい。

このような大国の暴虐を止める力を、どこに見つけることができるのだろうか。

希望は、ある。

あの「翼賛体制」ともいえるべき米国にあって、「空爆即時停止と国際機関との協力でテロ犯を裁くこと」を求める決議を、10月16日にあげた自治体がある。カリフォルニア州パークレー市。同市は12月11日は良心的兵役拒否者の組織や兵役拒否のノウハウを問い合わせる市民向けに、職員を用意する法案を可決した。◆◆

テロにも戦争にも「ノー」 ブッシュ大統領と 小泉首相にハガキを 出そう！

キャンペーン実施中

戦争はつづいている。
終わるまで、声を挙げ続けましょう。

●カンパ：一枚50円(100枚以上：一枚45円、郵送料無料、500枚以上：一枚40円、郵送料無料)

【お問い合わせ・連絡先】

横浜：田巻一彦 横浜市港北区高田東3-38-15tel/fax 045531-1341 Mail: tamaki@ab.mbn.or.jp /山中悦子tel/fax 045-401-7425

熊本：神田公司 熊本市北千畑1-9 古荘ビル tel: 096-345-5904 fax: 096-343-2421 Mail: fwga7332@mb.infoweb.ne.jp

広島：湯浅一郎 呉市幸町3-1 呉YWCA気付 0823-21-2414 fax: 0823-21-2514 Mail: kureywca@arion.ocn.ne.jp

戦後民主主義を否定する 「緊急事態法」3月にも上程 「反テロ」で基本的人権を葬っているのか

●
青木雅彦
キャッチピース運営委員

昨年9月11日の世界貿易センタービルなどに突っ込んだテロリストの4機の飛行機が殺した民間人は、当初の発表よりもかなり少なく三千人を大きく下回るようである。確かにこれでも大きな犠牲には違いないが、アメリカが終戦を前にして投じた核兵器によって殺戮された無辜の日本人の数よりは2桁少ない。さらに言えば、このテロへの報復としてアメリカが行った「正義」の戦い、つまりアフガン爆撃による罪なき民間人の死者3767人(ニューハンプシャー大学のマーク・ヘロルド教授による報道をもとにした累計)の方が多い。

殺戮した民間人の多い方が犯罪とするなら、もちろんアメリカの側が裁かれる。しかし世界はそう見なかった。世界は、キノコ雲の下の普通の人やアフガンの子供達の殺戮の現場を生中継で見なかった。世界の普通の人の脳裏に焼き付いたのは、摩天楼に溶けるように吸い込まれて行くジャンボ機と崩壊する巨大ビルだった。その後世界は理性でなく感性で行動した。責任ある政治家や知識人が復讐を唱え実行した。もちろん軍事行動に我を忘れた人ばかりでなく、ちゃっかりこの機に便乗した政治家も多かった。形式的には主権国家だが、軍事的にはアメリカに隷従する極東の島国ではそれは露骨だった。「9月11日ですべてが変わったんです」とこの国の首相は絶叫し、本当にこの国

の軍隊のあり方を変えてしまった。「専守防衛」という建前は瞬時に忘却されて、自衛隊は「戦地」に赴いた。10月29日に成立したいわゆる「反テロ法」や自衛隊法の改正で可能になったことを簡単に表3にまとめた。これだけでも戦後最も大きな軍事関係法令の改定である。

しかしこれも始まりにすぎないことが分かったのは、その後12月の「不審船」への海上保安庁の銃撃事件を受けて、にわかに「有事法制」論議が高まってからだ。そこでは従来の現行法令の調整や手直しという官僚的な仕事を超えて、国家の基本法として「有事法制(緊急事態法)」を据えるという、いわば国家体制の変革まで視野に入れたものが提案されている。ここでは紙数の関係でこの途方もなく大きなテーマを網羅できないが、主な問題点を整理してみたい。

「78年有事立法」と「01年有事法制」

小泉内閣は発足当初から有事法制の「整備」には積極的だった。その整備の中味は、当初つまり9・11テロ以前は、78年の政府の「有事法制の研究」に従って、現行法の「不備」を補う計画だった。これだけでも、現憲法下では手付かずだった戦争準備には違いないが、「反テロ法」の成立や自衛隊法の改正で国内でも「テロ」

表1. 有事立法年表

【戦前復古型有事論の時代】	
1954.6.2	参議院で自衛隊の海外出動禁止決議
6.9	自衛隊法、MDA秘密保護法公布
7.1	自衛隊発足
1960.6	安保反対デモ鎮圧に自衛隊出動検討
1965.2.10	国会で「三矢研究」(朝鮮有事の非常事態計画)に関する文書暴露。
1970.11.25	三島由紀夫、東部方面総監部に乱入。クーデターを呼びかけ失敗。
【現在の有事法制研究の発足】	
1978.7.	「超法規」発言の栗栖統幕議長を金丸防衛庁長官が解任。
8.1	防衛庁「防衛研究」を開始。「有事」の際の自衛隊の行動を「研究」。
9.21	防衛庁、有事法制研究の開始を公表。「国会に立法化を求めるものでない」と。
11.27	「日米ガイドライン」閣議了承
1981.4.22	防衛庁「有事法制研究」、「第一分類」中間報告公表
10.1	東富士で初の陸での日米共同演習
1984.10.16	防衛庁「有事法制研究」、「第二分類」中間報告公表
1989.11.9	ベルリンの壁崩壊。冷戦の終わり
【冷戦後の模索】	
1991.4.26	自衛隊掃海艇など6隻、ペルシャ湾へ派遣
1992.6.15	「PKO法」国会で成立
1994.6	北朝鮮を米国爆撃の用意。日本へ「後方支援」の広範な要請
1995.1.17	阪神大震災。以後自衛隊出動の議論高まる
3.20	オウム地下鉄サリン事件。テロ対策と自衛隊の議論
【新ガイドライン下での民間動員と右傾化】	
1997.9.23	「新日米防衛協力ガイドライン」日米安全保障協議委員会です承
1998.4.28	「周辺事態法」など閣議決定
8.31	北朝鮮「テポドン」ミサイル発射実験。日本上空を飛行
1999.3.24	能登半島沖での北朝鮮「不審船」対処で海上警備行動を発令
5.24	「周辺事態法」など国会で成立。民間と自治体の「協力」要請。
8.9	「国旗国歌法」、国会で成立
8.12	「通信傍受法(盗聴法)」国会で成立
12.3	オウム関連の「団体規制法」国会で成立
2000.3.16	自公3党が有事法制を政府に申し入れ
【米軍テロへの大規模軍事行動でドミノ的な「有事体制」作り】	
2001.9.11	米国で同時多発テロ。自衛隊報復行動に「参戦」表明。新法の提案多々
10.29	「反テロ法」、自衛隊法改正、海上保安庁法改正など国会で成立
11.9	自衛艦三隻インド洋へ向けて出港。事実上の戦後初の自衛隊参戦。
12.22	奄美近海で発見された不審船に海上保安庁発砲。不審船沈没。乗組員全員死亡。関連法の改正気運高まる。

に対する法整備をという気運が高まっていた。さらに12月の「不審船」事件が火に油を注いだ形になり、「78年研究」の枠を取り払い、全面的な非常事態法の制定をというところまで(少なくとも首相周辺では)エスカレートしている。

すでに「乗り越えられた」感のある「78年有事立法」だが、これまでの流れを理解する意味で簡単に整理しておこう。憲法に違反して軍隊を造ったものだから、首尾一貫しない法体系で活動を強いられるのはむしろ当然だった。戦後の歴代政府は、しかし憲法を変えるという正面攻撃でなく、軍隊の行動を保証あるいは拡大する法律を積み上げることで憲法を事実上無効にするという「外堀」作戦を取った。最初は「三矢作戦計画」のように国家総動員計画復活のクーデター的な計画もあった(年表参照)が、徐々に「違憲」合法路線に転換したようだ。

78年に当時の栗栖自衛隊統幕議長の「超法規的行動」(現在の法制では自衛隊が法律に反した行動を取らねば国を守れないという)発言をきっかけにして、これまで水面下で進められてきた自衛隊の「有事法制研究」を防衛庁として正式に行うことが公表された。そしてその「研究」の進め方として、3分類に分けて行うこと、その「研究」の結果を公表することを政府は明らかにした。(表2参照)

今では忘れられているが、この時政府が約束していた自らに課した制約が幾つかあった。それは(1)憲法の枠内で行う、(2)シビリアンコントロールの大原則、(3)国会に中間報告を行う、(4)徴兵制・戒厳令・秘密保護法は研究の対象としない、それから後の国会答弁で明らかにされたのは(5)米軍の行動に関する法制は研究の対象としない、(6)国会提出を前提とした立法の準備でない、などである。

自衛隊が肩で風を切って海外に出かけて行く昨今の観点からは穏健な中味に思えるが、この「研究」の中で法律として結実したもの(9・

表2. 防衛庁の有事法制研究三分類

研究発表の時期	不備な点	関連する具体的な法令等	防衛庁による研究の分類
一九八一・四・二二	微用・微発を定めた自衛隊法・政令が未制定、命令に従わない者への罰則がない。自衛隊法103条適用時期が遅い。	防衛庁職員給与法	防衛庁所管の法令(第1分類)
一九八四・一〇・六	上記の法律において、有事の際に自衛隊の行動に対する適用除外の特別措置が必要。	法、医療法、墓地・埋葬に関する法律、河川法、森林法など	防衛庁以外の省庁の所管の法令(第2分類)
未公表	法律、政令などの規定が存在しない。	有事に際して住民の保護、避難又は誘導の措置を適切に行うための法制(具体的な四条件(捕虜の扱いなど)	どの省庁に属するか不明な法令(第3分類)

11以前)が、最初はやらないと言った米軍関連の法整備(周辺事態法)くらいのものであることを考えると、いずれも現憲法下では国会でキチンと法律論をやると答弁に窮してしまうものが多いことを歴代政府が懸念したからだ。しかし日本の軍事化に反対する野党勢力が

激減したこともあって、森内閣からは「立法準備でない」はずの「研究」を法制化することを目指して掲げた。安全保障問題に暗い小泉首相は最初は単に引き継ぎ以上の意義は感じていなかったはずだ(実際具体的な言及は皆無だった)。9・11以前はだが。

9・11から風向きが変わった

9・11以降、小泉首相は、一つには湾岸戦争時のようにアメリカへの貢献に遅れを取ってはならないという意識から、もう一つは「安保音痴」の汚名を定着させたくないという劣等感から、異様なほど自衛隊の活用に執心した。その結果、あの「反テロ法」や自衛隊法の改正が国会での実質審議なしに成立してしまった。首相自身は全く気付かなかっただろうが、実はこのおかげで、「78年有事立法」の課題がいくつか解消してしまったのだ。例えば、「第一分類」として、自衛隊の武器防護や基地防御に武器を使用できるようになったこと、新たに「警護出動」の概念を導入することで自衛隊の出動時期が早まったこと、「情報収集」の段階であるいは小人数(ゲリラなど)に対して武器の使用が可能になったことなど、いわば自衛隊の長年の悲願がいくつも実現した。上で述べた政府の自己制約の(4)も、秘密保護規定を拡大することで実質上反故にしてしまった(表3参照)。

ことば

- 【有事立法】 戦争または事変の際に、特に自衛隊の活動を保障し、一方では、国民の権利を制約しようとする包括的な立法。現行憲法のもとでは、案はあっても例はない。(小学館『大辞泉』)
- 戦闘行動は冷厳な事実であって、国民の権利義務を定める法令には馴染まないことを勘案しなければなら

ぬ。・・戦闘段階では政治的顧慮は稀薄となり、国内法的制約は無いものと考えざるを得ない。・・現地部隊は国内法を遵守するよりも局面の戦闘に勝つことを最優先しなければならぬ。――78年「超法規的行動」発言で統幕議長職を解任された栗栖弘臣著『日本国防軍を創設せよ』(2000年小学館文庫刊)から

● 今でも自衛隊は国民の生命、財産を守るものだと思っている人が多い。政治家やマスコミも往々この言葉

を使う。しかし、国民の生命、身体、財産を守るのは警察の使命(警察法)であって、武装集団たる自衛隊の任務ではない。自衛隊は「国の独立と平和を守る」(自衛隊法)のである。――同上

● しかも、テロというのは国じゃないんですから、……今までの戦争と形態が違うんですね。だから、私は戦闘行為が行われるか行われないかというのは十分客観的に総合的に判断できると思いますよ、常識で。(小泉首相答弁、参-外交防衛委員会2001/10/26)

表.3 テロ事件後、2001年10月の法改正で追加された自衛隊の新「任務」

任務の種類	新法での根拠	従来の法	問題点
※自衛隊法関係			
在日米軍基地の警備(警護出動)	81条の二	該当なし	基地外のため日本の市民に発砲の恐れ。
情報収集(テロ警戒時の)	79条の二	該当なし	出動時期早まる。自衛隊の警察化。
少人数相手の武器使用	90条三	自法90条では「多数集合」の限定	武器を使用する機会が飛躍的に増加。
警護出動時の武器使用	自法91条の二	該当なし	従来の「正当防衛」的武器使用から、合理的判断に。
「不審船」への直接攻撃	自法93条4項	従来は威嚇射撃のみ	外国工作船と直接交戦の恐れも。
自衛隊施設警護の武器使用	自法95条の二	該当なし	
「情報収集」の際の武器使用	92条の二	該当なし	不審者発見即発砲(交戦)の危険。
「防衛秘密」漏洩罰則強化	第96条二122条	罰則一年以下の懲役又は三万円以下の罰金	「五年以下」に強化。隊員だけでなく民間企業にも対象拡大。「教唆」という概念で市民運動、報道機関も処罰の恐れ。
※テロ対策特別措置法関係(法律に明記されていないこと多く、政府解釈によって大きく変動あり)			
武器・弾薬の輸送	5条	該当なし	周辺事態法では武器弾薬は除外。
避難民救済活動	7条	PKO法	テロ法では地域が無限定、停戦合意などの制約もなし。
捜索救助活動(米軍人などの)	6条	周辺事態法	周辺事態法での「周辺」という制約なし。
上記三項目での武器使用	11条	PKO法	・「自己の管理の下に入った者の生命又は身体の防護のため」という文章が挿入されて、従来の「正当防衛」的武器使用から根本的に拡大。 ・使用する武器に制約なし。 ・武器使用の基準が曖昧で責任所在不明。

またも「不審船」が後押し

すっかり軍事づいた小泉首相を更に後押しするように、2001年末にまたしても「不審船」事件が今度は南方海域で起こった。周辺事態法の時もちょうど国会での本格的審議を前にして「不審船」との追跡事件が起きて(年表参照)、周辺事態法の成立に大きく寄与した。まるで「有事法」の応援団のように現れるこのタイミングのよさは天佑ではなく、普段泳がせている「不審船」を、世論を盛り上げる必要のある時に追い回して表舞台に登場させていると見た方が自然だ。いずれにしても、領海外で過剰に攻

撃的な保安庁の姿勢や自衛隊の不手際を指摘する声は少なく、この戦後初の本格的な武力行使を契機に永田町では有事法制論議がヒートアップした。

「非常時」宣言で国民の人権を制約

結果、今年の通常国会、予定では3月に提出される「有事立法」の中味は当初官僚が描いていたものと大きく異なって「非常事態色」を前面に出した「国家緊急権」的なものになることは間違いなさそうだ。まだ政府部内や与党内で完全に意見が一致していないので流動的な部分もあるが、これまでの報道を総合すると以下

のような法律が上程される。(A)これまでの「第×分類」方式でなく、「緊急事態法」(名称未定、「安全保障基本法」のような穏健な名称も)のような包括的な法律を作り、その中にこれまでの懸案を盛り込む。(B)首相の権限を高め、首相が「緊急事態」を宣言することで、各省庁の行動を一元的に統合する。(C)「緊急事態」には、基本的人権が制約されることを認める。命令に従わない罰則も定める。(D)米軍のために、国民が土地や労務を提供することを義務づける。

言うまでもなく、これが適用される時は、憲法と戦後民主主義が事実上終わる時だ。「緊急事態法」という法律によって、憲法に規定のない非常事態を宣言し、憲法で守られている基本的人権を奪うというのは、まさしく法の下剋上。日本的な手法もここに極まったという感じだが、政府は2ヶ月ほどの審議で成立させる魂胆だ。小泉首相の唱えていた経済の構造改革が利権集団の「抵抗勢力」によってほとんど実現していないのと裏腹に、戦争のための軍事法の「構造改革」には抵抗勢力を永田町内には見つけるのが難しいほどだ。国家体制の根幹に関わることが、これほど何の抵抗も議論もなくわずか数ヶ月で決まってしまうというのは、日本の政治レベルを斟酌しても異様としか言い様がない。

国民のこの問題に対する無抵抗・無防備ぶりは小泉内閣に対する異常に高い支持率に表れているが、一方小泉自身もこの支持率に酔いしれて自らの責任と問題の深刻さに気付かなくなったのだろう。もともと彼は安全保障の法律・憲法問題の議論に入ろうとしない。「反テロ法」のわずかばかりの国会論戦の最中でも、「戦闘行動かどうかは常識で分かる」と仰天発言をして(カコミ参照)平然としていた。もちろんこれは法治主義の否定であり、これまでの国会答弁をちゃぶ台のようにひっくり返してしまうということだ。

「反テロ」の魔術と批判の視点

クーデターに等しい「緊急事態法」、このまもなく上程される「戦後民主主義へのテロ宣言」法にどう立ち向かうべきか? 「そんな法律は憲法違反だ」という批判はもちろん正しいけれど、小泉や永田町の先生には蛙の面に何とかだ。彼らはまさしく憲法を崩すためにこそ、これらの法律を準備しているのだから。

キーワードはテロと安全保障だ。現在の日本人は次のような神話をマスコミを通じて繰り返し刷り込まれている。この神話を信じる限り、政府の進める軍事強国日本の路線を受け入れざるをえない。

- (ア)自衛隊を強化しその活動を保証することが国民の安全につながるという神話
- (イ)テロに対しては法律を整備しておくことで安全が高まるという神話
- (ウ)軍事的に強力になることがテロを抑止するという神話

(ア)は不審船事件でも見られた警察と軍隊の役割の混同だ。自衛隊の任務は、かの栗栖元統幕議長も自衛隊法まで引用して鏗々説くように(5 ページ囲み参照)、国民の生命財産を守ることではない。かつては日本の軍隊には言わば超越的な権限が与えられていたが、その時日本人はそんなに安全であったか。沖縄に敵軍が上陸した時に軍隊は民衆を守るところか犠牲にしたのではなかったのか。日本の軍隊は半世紀の間一度も出動せず、一人の外国人も戦闘行為で殺戮しなかった。しかしその長く続いた平和主義の故に、国民は軍の恐怖を忘れ自衛隊に幻想を抱くようになってしまったのだ。

(イ)「平時の時こそ有事に備えて法律を整備しておくべきだ」と首相は言う。「あらゆる不測の事態に備えるように」とも繰り返すが、対象は「テロ」である。政府にとっては伸縮自在で都合のいい法律を制定できるメリットはあるも

の、本気で備えるとなると無限のテロの手段に対して無限の法律を制定して対抗せねばならない。

実際に12月の不審船事件の時は、直前にこのような事態に対応すべく改正された海上保安庁法が、適用要件を満たさなかった(領海内でなかった)ために使えなかった。また「有事法を整備しておかなければイザという時に超法規的に行動せざるをえない」というのも取って付けた理屈だ。ここでも「超法規男」栗栖元統幕議長の言葉を聴こう。彼は率直に、「どうせ戦争の際には法律の制約なんて吹き飛んでしまう」と言う(4 ページ囲み参照)。有事のことを事細かに法律で決めてもムダということだ。しかも日本の場合は、現行憲法を侵さなくては非常事態法が作れない。首相らの主張は詰まるところ「ルール違反するためのルールを定めておけ」という倒錯したものにならざるをえない。

(ウ)の主張にしたがって自衛隊の装備を充実させるだけでなく、武器使用のタイミングを早めその範囲を拡大するように法改正が進行中である。しかしそれが国民の安全を守るためには逆効果であることは、日本の「軍事師範」である米国を見るだけですぐ分かる。アメリカには対テロの特殊部隊も山ほどいて、武器使用の早さと言ったら、ちょっと危険と感じたら簡単に民間人まで抹殺してしまうほど。にもかかわらず、ハイジャックも炭疽菌テロも防げなかった。アメリカの千分の一以下の軍事費しか使っていない多くの国民の方が、アメリカ市民よりもずっと安心感を持って暮らしているのである。テロの脅威に晒されているかどうかは、軍事力でなく実は外交の問題である(日本の「不審船」問題もそうだ)ことに冷静になって気付くべきだ。

軍隊の自由と市民的自由は反比例

「安全保障基本法」、有事立法、緊急事態法な

ど何と呼んでもいいが、とにかく軍隊の「自由」を確保する法律は、日本国憲法に反するよりも先に基本的人権を侵すのである。囲みで引用した『大辞泉』の「有事立法」の定義がいみじくも指摘するとおり、軍隊の自由と市民的自由はトレードオフの関係にある。実際日本だけでなく、アメリカやイギリスでも「反テロ」を口実にした市民的自由を脅かす法律が目白押しだ。日本では事態は急転直下、問題は基本的人権の一部あるいは全部を、アメリカと日本の軍隊に譲り渡すのかどうかというレベルにまで先鋭化している。小泉首相自身も、「どこまで基本的人権を制約できるか議論すべきだ」と、かつての政府公約(前述の(1)や(4))を完全に忘却している。テロや不審船の映像に興奮させられて、「人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果」(日本国憲法第97条)である基本的人権、「侵すことのできない永久の権利として信託された」(同前)基本的人権を捨て去るのかということである。もちろん政府の法案は、名称でごまかして曖昧性というオブラートに包みこんだソフトな装いで登場するはずである。国会審議はそれに輪をかけたおざなりなものになることも予想される。

●
現在の永田町の勢力図から判断すれば、情勢は極めて不利だ。しかし見方を変えれば、国会議員の有事立法推進派にも確たる論拠や蓄積があるわけではない。日本人的な付和雷同で訳も分からず一部の煽動家の「反テロ」の叫びに唱和しているのが大部分だ。何しろ彼らの頭の小泉首相にしてからが、これまでの国会で正面切った法律論・憲法論や国際法解釈を、すべて「神学論争」だとしてまともに答えることから逃げてきている。このお粗末さ、見識のなさ、危うさに小泉支持層の良心的な部分の注意を向けさせることが必要だ。◆◆



自衛隊が戦場に出ていった町から

「軍転法」を守り育てるのは誰なのか

湯浅一郎

ピースリンク広島・呉・岩国

同時多発テロを契機にアメリカがテロ組織根絶を訴えて始めたアフガン戦争に対して、日本が実質的に参戦したにも関わらず、政府やマスコミは、その事実をあえて明確に示さない姿勢をとり続けている。その結果かどうかはわからないが、多くの市民は、今も自衛隊は参戦していることを自覚しないまま、何気ない日常が続いている。

呉市の姿勢を問う公開質問状

このような構図の中で、軍港を抱える自治体の姿勢も問われている。そのような問題意識から、私たちは、テロ特措法が審議され、また成立した直後、呉市(10月23日)、広島県(10月30日)への申し入れをし、合わせて公開質問状を提出した。申し入れ主体は、ピースリンクとしてではなく、もう少し広い枠組みとして10月に新たにつくったばかりの「『報復』戦争と日本の参戦を許さない! 広島・呉実行委員会」としてである。申し入れの趣旨は、旧軍港市転換法、核兵器廃絶・平和都市宣言、日本国憲法に基づき、海外派兵への道を開き、憲法九条へのテロ行為にも相当する「テロ特措法」の廃案を求め、呉市を海外派兵の軍事拠点にさせないよう行動してほしいという点を要請することである。ここでは呉市への要請について報告する。

テロは「犯罪」であり、国際法や国際的な警察力により対処すべき問題である。これに対し、日本は、いち早くアメリカの「報復」戦争を支持し、自衛隊による戦争協力を表明し、法的整備

を急いでいた。これにより、自衛隊は、戦後初めて「戦争の最中に、海外に出ていき、戦争の一部を担う」ことになる。燃料、物資、弾薬の輸送などの後方支援が、戦争に関係ないなど言うことはありえない。輸送や補給、医療活動なども歴とした作戦行動であり、戦争の重要な一部であり、これ自体が「武力行使」そのもので、どこから見ても憲法違反、自衛隊法違反の法律である。

一方、呉には、海上自衛隊の中でも輸送・補給に第一義的な意味を持つ基地がある。揚陸艦「おおすみ」、補給艦「とわだ」、掃海母艦「ぶんご」などは輸送部隊の中心である。「特措法」が成立すれば、呉から海上自衛隊の艦船がインド洋に向けて海外派兵されることはほぼ確実に、呉市は最重要な当事者となる。

軍転法の精神に反する「報復戦争」

これらの動きは、呉市が半世紀に渡って依拠してきた旧軍港市転換法、非核平和宣言の精神と真っ向から対立する。軍転法の第一条は、「旧軍港市を平和産業港湾都市に転換することにより、もって平和日本実現の理想達成に寄与することを目的とする」とし、軍隊と共に歩んできた戦前の血ぬられた歴史を強く反省し、「平和産業港湾都市」として再生するためにつくられた。しかも住民投票で大多数の市民が賛成しており、呉市民は「軍隊と共に歩む道」から抜け出そうとしていた。

軍転法をつくるに当たっての平和宣言や呉

市民大会の宣言文などは、そのことを証明している。例えば『戦争の惨禍を身をもって体験した市民は、誰よりも平和を欲求し、人類永遠の幸福を願ってやまない。旧軍港都市を転換し、永久に平和産業都市として建設することは、わが呉市を更生させる唯一の原動力であり、同時に日本国民が戦争を放棄し、恒久平和を実現しようとする意志を世界に明らかにするゆえんであると確信する』(1950年3月25日、呉市民大会宣言)。半世紀がたつ今も同法は依然として生きており、むしろ今日の情勢のもとで新たな光を放っている。

軍転法に言う平和産業港湾都市を貫くためには、自衛隊の戦争参加を合法化することはありえない。「テロ特措法」はどうしても廃案にさせねばならない。今こそ呉市は、軍転法の理念を堅持し、呉市からの自衛隊の海外派兵に反対すべきである。また市内には呉市民としての多くの自衛官やその家族・関係者が暮らしている。私たちは、「憲法9条こそが自衛官の生命を守ってきた」と思うが、「テロ特措法」は、その後ろ盾を尽き崩し、「戦後初の戦死者が出ても仕方がない」という思想に裏打ちされた法律である。市民としての自衛官の生命と安全を守るためにも、自治体には、呉からの海外派兵をやめさせる義務がある。更に日本が戦争の一方の当事者になることは、攻撃する側から見れば、日本は敵国となり、その出撃拠点である呉市がテロの対象になり、市民も攻撃の対象になる可能性も無視できない。

「これは戦争ではない」-市の回答

私たちは、これらの点を強く要請し、その上で要請項目に対応した8項目の公開質問状を提出した。これまで、呉市は、いかなる問題に関しても文書での回答を拒んできたが、今回は、私たちが執拗に求めたため、3週間後に文書による回答がなされた。そのこと自体は評価する

が、内容はひどいものである。

まず、いかなる事態が起ころうと軍転法や核兵器廃絶・平和都市宣言の精神を堅持する意志はあると名言した。これはこれでいい。しかし、「自衛隊が、日本から遠く離れた海外の地へ派兵でき、〈テロ対策〉を名うったアメリカの戦争に参加することは、軍転法、日本国憲法に照らして矛盾する点はないか?」との問いに対して、「アメリカでの同時多発テロのような重大で悲惨な犯罪行為は許されるべきものではありません。これは呉市民を始め世界の人々みんなの思いであり、そうしたことから世界各国の政府において防止のための取り組みが考えられ、行われているものであり、アメリカの戦争とは考えていません。自衛隊の活動は、当然憲法の枠内で行われるものと考えています」との珍回答が返ってきた。

「世界各国の政府において防止のための取り組みが行われているので、「戦争ではない」と居直っている。アフガンでの戦闘行為を「戦争」と呼ぶかどうかは言葉の問題であり、どうでもいい。しかし約3ヶ月に渡るアフガンでの一方的な戦闘により、少なくとも三千人強の一般市民が殺されていることは事実であり、「それらも、戦争ではないので容認される」とでも言うのだろうか。

呉市は、実際に起こっている悲惨な事態を直視するだけでなく、アメリカ軍による殺戮に荷担している自衛隊の行為を「テロを防止するための国際的取り組みに参加しているものであり正当である」とすり替えている。本当にそれで押し通すつもりなのか。「戦争ではない」としながらも、実際に戦闘で市民が殺されていくことに、呉からでいった補給艦「とわだ」からの燃料が使われていることに、痛みを感じないのか。この点については、2002年最初の仕事として呉市、広島県に突きつけねばならない問題である。1月早々にも申し入れを行う予定である。

◆◆

Okinawa

ニュース クリッピング

01.11.21~12.31

データ:青木雅彦

まとめ:田巻一彦

※伊波洋一さんの「沖縄から」は筆者病気のため休載します。

普天間代替基地はリーフ上 「頭越し決定」に非難の声

米軍普天間飛行場の移設問題で、政府と沖縄県など関係自治体でつくる代替施設協議会が12月27日午前、首相官邸で開かれ、代替基地の建設位置については、名護市辺野古沖の「リーフ(環礁)上」、規模については官民共用とすることで合意した。SACO合意から5年半を経て、普天間移設問題は新しい局面に入る。

岸本名護市長は、これに先立つ12月4日内閣府での尾身沖繩・北方担当相との会談の後の記者会見で「リーフ上としたい」との意志を表明。「民意に反する」として住民から反発の声があがっていた。

住民団体・平和団体は、この案を受け入れた岸本名護市長に対して住民の意志を無視した「頭越し」合意であると強く批判している。

一方、SACO最終合意で、返還対象となったのは十一施設だが、すでに返還が完了しているのは、安波訓練場のみ、それ返還が進んでいないのが現状であることを、12月3日付「沖縄タイムス」は報じている。ほとんどの施設について協議は始まっているものの、ギンバル訓練場は地元の金武町がブルービーチではなく、キャンプ・ハンセン内への移設を要望しているため、めどが立っていない。北部訓練場は、ヘリコプター着陸帯(ヘリパッド)移設が予定(七カ所)されている。今年一月那覇防衛施設局

が発表した環境調査で、動植物の希少種が千八百種余確認され、さらに調査を継続することから、二〇〇三年三月末の返還は実質不可能となった。

楚辺通信所に関しては、移設先のキャンプ・ハンセン内で造成工事が始まっており、〇五年五月までに完了すると防衛施設庁はいつている。瀬名波通信所は、読谷村のトリイ通信施設への移設で合意しており、現在米側と交渉中である。

11月末には、政府系シンクタンク「平和・安全保障研究所」が年次報告で沖縄基地問題を大きくとりあげ、「日米安保強化を図るには県民負担の軽減が不可欠」との認識で、政府の従来政策の転換を求めた。同研究所の阪中友久理事(元青山学院大学教授)は、沖縄タイムス(11月26日)のインタビューの中で、「移設問題が出て五年が経過し、建設には少なくともあと七、八年はかかる。個人的には日米間で再検討する必要があるように思う」とも語っている。

以下、代替基地問題を伝える新聞記事の抜粋である。

●建設位置については、集落に近づくことで騒音を不安視する地元側と、水深が深いリーフ外だと建設費用が巨額になると懸念する政府側が折り合う形で、「リーフ上」に落ち着いた。規模は稲嶺恵一沖縄県知事の公約である軍民共用が可能な形とした。工法については、政府側から(1)埋め立て(2)杭式栈橋(支柱の上に滑走路を建設)(3)ポンツーン(海上に箱形構造物を係留)の3案が示されていたが、岸本市長は「技術的な問題で地元には判断できない」と回答、国側に検討をゆだねる考えを伝える。

政府は今年6月、リーフの内側、上、外側のいずれかに、全長2600メートルの滑走路を備えた軍民共用空港をつくる「3工法8案」を提示、名護市に意見集約を求めていた。(12月27日「朝日新聞」)

地元から反発の声

●米軍普天間飛行場移設問題で、27日午前開かれた第八回代替施設協議会で位置はリーフ上、規模については軍民共用化が確定したことを受け、名護市では地元の区長らが「地元の意向に沿っており当然の流れだ」とする一方、反対派住民らは「地

元の頭越しだ「急ぐ必要はない。政府の圧力があつたのか」などと怒りの声を上げた。また同日午前、移設先の辺野古区で、区の住民説明会が開かれ、意見集約の方法などをめぐり激しい議論が交わされた。

辺野古区の大城康昌区長は、位置について「市長がわれわれの案に沿って国に報告するのは当然の流れ」と話した。規模では、地元で反発の強い軍民共用空港が軸として示されたことに「地元では継続審議で、答えが出ていない」と静観する構え。地元の意向が固まらないまま、代替協が開かれたことには「われわれの審議は、現段階ではここまで(リーフ上二案の尊重決議まで)しかできない。市長に対してこれ以上どうこう言える状況にない」と一定の理解を示した。

辺野古に隣接する豊原区の宮城秀雄区長は「市長が辺野古の意向に沿うことに異論はない」と強調。軍民共用化については「振興策との兼ね合いもあり、区ではやむを得ないとの意見もある」と指摘した。岸本市長が規模の縮小を求めたことに関しては「(代替施設が)小さいに越したことはない」と歓迎した。

一方、26日に続き、この日も朝から名護市役所前で座り込みを続けるヘリ基地反対協議会の仲村善幸事務局長は「地元の合意を取り付けていない中で市の方針を決定し、協議会に伝えるのは地元の頭越しとしか言えない」と反発。「市民の混乱を招くだけだ」と岸本市長を批判した。(琉球新報12月27日)

●移設先名護市辺野古区の大城康昌区長らは27日午前、区公民館で住民説明会を開き、代替施設に関する区の意見集約の経緯などを報告した。

約50人が詰め掛け、意見集約の在り方や移設そのものを懸念する声をぶつけた。区側は「施設受け入れの判断をしていない」と強調した上で、区の代替施設等特別対策委員会(古波蔵廣委員長)の答申案に基づく条件整備の状況を判断し、区の結論を出す意向を示した。

参加者らは「行政委は1999年に反対決議したのに、なぜこうなったのか」などと厳しく指摘。住民、区側の双方が声を荒らげるなど、一時は騒然とした場面も。(琉球新報12月27日)

●市役所前には約七十人が集まり、反対協の荷川

取高代表委員は「久辺三区や東海岸だけではなく市民全体の問題。説明会を開催せず意見を聞くこともなく、市長は独断で提案した」と憤り「市民投票での『建設NO』が唯一の民意だ」と声を荒らげた。

午前中の辺野古区での区長による説明会を終えて駆け付けた、命を守る会の金城祐治代表は「民主主義のルールを無視した市長に、辺野古でも強い不満がある。全市民が立ち上がって説明させよう」と呼び掛けた。

市長に住民との対話集会を求め拒否されている住民団体、二見以北十区の会の東恩納琢磨さんも「市長は年末の決定を焦った一方で、市民に目を向けていない」と訴えるなど、「地元の意向尊重」を掲げる岸本市長の姿勢を、逆に「民意無視」と批判する意見が相次いだ。

参加者の男性(50)は「三工法八案は、地元をごまかすためのまやかしだった」とつぶやき、地元の意見集約過程に失望感をあらわにした。

普天間基地・那覇軍港の県内移設に反対する県民会議、名護市政民主化とヘリ基地建設に反対する協議会のメンバー十二人が二十七日、内閣府沖繩担当部局に真部朗参事官を訪れ、名護市への普天間移設を断念するよう申し入れた。

県民会議の山内徳信代表、反対協の安次富浩代表らによると、真部参事官は「申し入れは尾身幸次担当相に伝える」と答えたという。

その後、代表らは都内の衆議院会館で会見。安次富代表は「岸本建男名護市長は『地元の頭ごなしにしない』と言いながら、完全に地元を無視している。受け入れ表明をした二年前から説明会を求めているが、実施していない。辺野古区の行政委の意見を聞いているが、区の意見は集約していない。独断でリーフ案を決めた。これは民主主義ではない」と抗議した。山内代表は「豊かな自然に基地を建設することは時代錯誤だ」と語った。(12月28日「沖繩タイムス」)

宙に浮く 知事と市長の公約＝十五年使用期限

今回の建設位置決定で、移設作業が加速されることから、「代替基地の使用期限を15年に限る」とした稲嶺知事と岸本市長の公約が宙に浮く

うとしている。

●岸本建男名護市長は二十七日午後、移設条件としている十五年使用期限問題について「解決なしに建設があってはならない」と、政府に強力な対米交渉を促し、結論を早急に求める考えを強調した。同日午前開かれた県、政府との代替施設協議会後の会見で述べた。建設位置が「リーフ上」に事実上決まり、基本計画策定に向けた作業が進展する中、受け入れ条件の履行も同時並行的に進める必要性を訴えたもので、政府側も厳しい対応を迫られることになる。

岸本市長は会見の席上、基地の使用期限設定が困難な問題との認識を示した上で、「難しいからと言って解決なしに基地建設を進めることがあってはならない。日米両政府が真剣に検討し、速やかに結論を出してほしい」と強い調子で語り、政府の対応を促した。

一方、尾身幸次内閣府沖繩担当相は代替施設協について「国際情勢もあり難しいが、米側と協議していく」と従来の見解を述べるにとどまっている。

岸本市長の発言には、こうした政府姿勢への反発がある一方、十五年問題解決の道筋が見えない限り、地元住民の反発を招き、移設作業へ深刻な影響を及ぼすことを考慮したものとみられる。

また、この日の代替協で合意した建設位置について「選挙民が選択できる判断材料はおおた出たと考える」と述べ、来年二月に控えた市長選での「判断材料」になるとの認識を示した。

防衛庁はリーフ上合意を受け、年明けから具体的な検討作業に着手する。(12月28日「沖繩タイムス」)

●十五年問題に関しては、稲嶺知事は着工まで、また、岸本建男名護市長は、マスタープラン策定までの解決を求めている。今回の代替協でも稲嶺恵一知事は「早期解決に向け、引き続き努力していただくよう強く要望する」と発言。事あるごとに、政府に対し要望し続けている稲嶺知事だが、その声に政府が答えきれないというのが現状だ。

代替協後の会見では、十五年使用期限や基地使用協定の締結で、政府側に強い対応を求めた。特に十五年問題では「難しいからといって、解決なしに基地建設を進めることがあってはならない」と、期限設定がないままの着工はあり得ないとの認識を

明確に打ち出した。

岸本市長も「日両政府が真剣に検討を」と語気を強めて、政府の対応に不満を漏らした。

代替協後、小泉純一郎首相は「米国は期限を区切るについては、基地の性格上どうだろうという考え」と記者団に述べ、期限設定は厳しいとの認識を示した。尾身幸次内閣府沖繩担当相も会見で「担当閣僚が訪米のたびに要望している。国際情勢を見ながら米国と協議する」と繰り返し、努力している姿勢を説明した。

政府内では、十五年問題が、基本計画策定作業には大きな影響を与えないとの見方だが、何らかの解決策を見いだしたいとの思いは強い。県議会与党の中にも、稲嶺知事に対し、再考を促す声も上がっている。

しかし、政府は消極的な対応に終始し、こう着状態が続く。解決の糸口は見えない。

我部政明琉球大学教授(国際関係論)は「客観的な状況は厳しくなっているが、より深刻なのは十五年問題が解決できなくても日米両政府はまったく困らないという、やる気の問題」と批判する。

十五年問題は稲嶺知事の公約で、岸本市長も代替施設受け入れの条件に挙げている。来年は二月に名護市長選、十一月には知事選が控え、基地問題で十五年問題が争点になるとみられる。知事、名護市長、政府にとっても同問題の解決が、代替施設建設に向けたポイントとなるのは間違いない。(12月28日「沖繩タイムス」)

「15年期限」明言せず 田中外相、知事と会談

●田中外相は「安全保障は国民皆が自分のことと受け止め、受益と負担の意識を持たないといけない。(沖繩への負担の)一極集中はいけないと私は一貫して言っている。関内でも発言するし、最善の努力をしたい」と述べ、沖繩の過重負担解消に努める姿勢を示した。

一方で、外相は15年使用期限には直接言及せず、「交渉事は相手のあることなのでなかなか難しい」「今すぐ解決できないが、努力したい」などと述べ、対米折衝の難しさから、基地問題解決には時間がかかるとの認識を示した。

稲嶺知事は「基地の整理縮小が県民全体の願いだ。1日も早く片づけて、どんどん進めてほしい。面積の問題でなく、兵力削減問題など、トータルに考えないと進まない。小泉実行内閣の中で具体的に取組んでほしい。沖縄の問題は全国の課題であり、内閣がきちんとはとらえるべきだ。大臣の実行力に期待する」と述べ、尽力を要望した。

外相は就任前の1999年2月、会員制の琉球フォーラム(理事長・宮里昭也琉球新報社長)で講演。「米軍施設が沖縄に集中するのは異常だ。分散し、皆で担わなければいけない。一人に重い荷物を背負わせ、手ぶらで山登りしても快感ではない」などと述べている。

今年4月の就任直後は日米地位協定の見直し問題で「改定も視野に」と積極姿勢を表明。ただ以降はややトーンダウンし、運用面の改善で対処するとの外務省方針に沿って発言を控えた印象もある。

だがその後も自民党の地下幹部衆議院議員らが提唱した米在沖海兵隊訓練の海外移転を日米外相会談で言及。沖縄側は、基地問題では決して政府の見解から発言が外れることがなかった歴代の外相と比べ、持ち前の「真紀子節」に基地問題打開への期待を寄せていた。

稲嶺知事も会談で「就任当初はかなりはっきりと地位協定の話も言われたが、最近はやや慎重になられた。ズバズバと言ってほしい」と沖縄問題でのリーダーシップを求めたが、25日にも中台問題の発言で物議を醸したばかりの外相は「優等生」に徹し、無難に会談を終えた。

数々のトラブルや与党内での更迭論などで就任直後の勢いと存在感が影を潜めた外相は、訓練移転などで努力する姿勢を重ねて表明したものの、使用期限などへの直接の言及はなく、沖縄の基地問題でもかつての勢いを失った感じだった。(12月29日「琉球新報」)

改定特措法意違憲訴訟一部勝訴 原告反戦地主は控訴へ

「暫定使用権」を新規規定し強制使用の期限が切れても土地使用を可能とした改定米軍用地特措法は、適正手続きの保障や法の不遡及(そきゅう)原則などを定めた憲法に反するとして、反戦地主八人

が国を相手に使用権原不存在の確認と約1億1800万円の損害賠償を求めた憲法訴訟の判決が30日午後1時10分、那覇地裁であった。

綿引穰裁判長は、知花昌一さんの楚辺通信所での389日間の不法占拠について「何らの占有権限も有しないまま、占有したものとみるほかになく、占有継続について国家賠償法上の責任を負う」と述べて、賃料相当額の損害金47万9671円の支払いを命じた。しかし「暫定使用」をめぐる憲法上の争点については合憲判断を示し、原告側にとっては一部勝訴となった。

裁判結果について中谷元・防衛庁長官は「改正駐留軍用地特措法が違憲であるとの原告の主張を退けており、妥当な判断が示された」と評価している」とコメントを発表した。

原告は告訴の方針である。

【判決骨子】

- 一、国は知花昌一さんに対して約47万円の賠償を支払え
- 一、国は1996年4月1日から約1年間、占有権原を有しないまま土地を占有しており、国家賠償法に基づく責任を負う
- 一、その他の請求は棄却する
- 一、特措法改正後の占有は、国に暫定使用権が発生しており適法
- 一、土地の暫定使用を認めた改正特措法は、財産権を保障した憲法に違反しない

●「一部勝訴で一部は不当判決だ」。改定軍用地特措法違憲訴訟で一部勝訴の判決の主文が裁判官から読み上げられた30日午後1時15分すぎ、那覇地方裁判所101号法廷の原告らは全面的な勝訴とならなかったことに複雑な表情を浮かべ言葉少なげに法廷を後にした。用意していた判決結果を示す「勝訴」の垂れ幕も取りやめられ、裁判所前で待っていた原告の支援者らは硬い表情のまま判決を受け止めていた。

原告席を立った知花昌一さん(53)は「僕のは勝訴したんだが、残りは却下なので、判決内容をよく見ないと何とも言えない」と法廷で言葉少なに語り、表情は険しいままだった。

原告の一人で嘉手納飛行場内に土地を所有する

違憲共闘会議議長の有銘政夫さん(70)は「知花さんの土地を、法に基づかずに不法占有した国の違法性を認めたのは当然だ。だが、暫定使用の違憲性を認めず、地主の財産権の侵害、沖縄のみ適用される差別的法の根幹部分の問題は残り、安保優先の司法判断だ。決して納得できない。地主として闘いを継続していく」と、一部勝訴を当然と評価しつつ、違憲性を認めなかった判決に硬い表情で語った。

牧港補給基地に土地を持つ津波善英さん(61)は「こういった判決が出るとは思わなかった。政府の圧力があつたのか。運動を続ける意思是今後も変わらない。皆さんと協力しながら平和運動に徹していきたい」と語った。

普天間飛行場の地主の宮城正雄さん(65)は「一部勝訴、その他却下という判決だが、勝訴の確信をもってやってきただけに、残念だ。しかし、真実は必ず勝つはずだ」と述べた。(11月30日「琉球新報」)

キャンプハンセン内に 対テロ訓練施設計画

●米軍が海兵隊のキャンプ・ハンセン内に、陸軍トリイ通信施設(読谷村)所属の特殊部隊グリーン・ベレーの訓練施設建設を計画している問題で、施設は対テロ戦闘を軸とした都市型の特殊訓練施設になることが21日分かった。県は「在沖米軍の兵力削減と訓練移転、基地整理縮小を求めており、新たな基地機能の強化を懸念する」(基地対策室)としており、同日午前、在沖海兵隊、那覇防衛施設局、外務省沖縄事務所具体的に建設地、施設の規模や内容を照会するなど、情報収集を急いでいる。

一方、在沖海兵隊報道部は同日午前、訓練施設の建設はキャンプ・ハンセン内であると明言した。10月、米軍の2002会計年度の予算で、対テロ対策関連の特殊作戦訓練場として、380万ドル(約4億8700万円)が計上され、議会承認を受けた。(12月21日「琉球新報」)

「基地と観光両立しない」が半数以上 観光関連業者アンケート

●観光客が激減したのは「風評」よりも「基地の集

中」が原因で、「基地と観光の共存は不可能」と考える人が54%。工芸品など沖縄産品の卸売業・ゆいまーる沖縄(浦添市、玉城幹男社長)が取引先など観光関連業者を対象に実施したアンケート調査でこんな結果が表れた。自由記入欄では「平和産業の観光と米軍基地は共存できない」「基地が存在する限り今回の事態は繰り返される」との声も多かった。玉城社長は「安全宣言だけでは、基地被害という根本的な問題を覆い隠してしまう。業界が本音で話し合うことが必要と思う」と話している。

同社は11月11日、社内報の号外を1400部発行し、取引先600社や土産品店、ホテル・民宿、レンタカー会社、ダイビングショップなどに配った。号外にアンケートがあり、143社から回答を得た。回答者の85%が観光と何らかのかわりがあった。

調査では、観光客のキャンセル(予約取り消し)が急増した最も大きな要因として(1)風評(実際には安全だが、政府発表やマスコミ報道に問題があった)(2)沖縄への過度の基地集中(3)飛行機搭乗への不安(4)その他―の四項目から選択してもらった。結果は(1)が26%、(2)が59%、(3)が11%、(4)が4%だった。

「基地と観光の共存は可能と思いますか」との問いには「不可能」が54%、「可能」が20%、「分からない」が26%。

基地については「撤去しか沖縄観光の生き残り(の道)はない」との声がある一方、「雇用状況を考えると素直に(基地)ノーとは言えない」「基地撤去は、短期的には貧困の覚悟が前提でなければならない」との意見もあった。(12月8日「琉球新報」)

※記事は一部割愛しています。また、見出しは編集部によるものです。



会計報告

(01.11.22~12.28)

【収入】

○前月からの繰越し	142,221
○当期の収入	260,000
会費収入	213,000
(内訳) 維持団体	0
維持個人	64,000
参加団体	0
参加個人	18,000
通信会員	131,000
カンパ収入	47,000
預金利子	0
資料収入	0
運動収入	0

【支出】

●当期の支出	46,536
電話FAX費	0
郵送費	36,966
文具・備品	3,920
印刷・コピー代	0
振り込み等手数料	3,220
分担金	0
雑費	2,430
●次月への繰越し	355,685

原子力艦 入港情報

(129)

2001.12.1~12.31

S=原子力潜水艦(原潜) スタージョン級

L=原子力潜水艦(原潜) ロサンゼルス級

B F=原子力潜水艦(原潜) ベンジャミン・フランクリン級

横須賀

- ◆ 12/21 10:24 原潜バッフアロ(L) 入港
- ◆ 12/24 09:53 原潜ソルトレークシティ(L) 入港
- ◇ 12/28 09:52 原潜ソルトレークシティ(L) 出港
- ◇ 12/29 10:00 原潜バッフアロ(L) 出港

横須賀当期計(うち原潜): 2(2)

佐世保

- ◆ 12/2 10:50 原潜ポーツマス(L) 入港
- ◇ 12/5 15:16 原潜ポーツマス(L) 出港

佐世保当期計(うち原潜): 1(1)

初代ビーチ(沖縄・勝連町) なし

初代ビーチ当期計(うち原潜): 0(0)

●2001.1.1から12.31までの各地の原子力艦
入港数()内は原潜

横須賀	15(15)
佐世保	17(17)
初代ビーチ	12(12)
合計	43(43)

【訂正】前号で11/20「ブレマートン」横須賀入港。11/27出港とあったのは、「ポーツマス」の誤りでした。

会費・カンパ・励まし ありがとう

●会費とカンパを沢山の皆様からお送りいただきました。なんとかやって行けるだけの財源を確保できました。紙面を借りてお礼を申し上げます。つらいだの苦しいだの、お金がないだの、泣き言ばかりならべて申し訳ありません。振替用紙に「がんばってください」という励ましのメモを見つけると、それだけで「よし」という元気がわいてきます。

●慢性的な遅れで、年をまたいでの編集発行になってしまいました。ゆっくり一年を振り返る余裕もなく、取り急ぎ「2001年最後の号」をお送りします。「新年おめでとう」のメッセージを添えて。これは2002年の分です。今年こそ、少しはいい年にしたいですね。

●ヨコスカの新倉裕史さんが、雑誌「世界」の1月号の連載「憲法を獲得する人々」で紹介されています。是非読んでください。このような人を仲間と呼べることを、僕は本当に誇らしく思います。「小さくても人を励ますことができるし、ある瞬間、力を発揮することができる」。この言葉を噛みしめながら、新しい年を始めました。(た)

【キャッチピースの連絡先が2001年10月から変わっています】

9月24日に、横浜の事務所を閉鎖したことにともない連絡先が次のとおり変更になりました。お便り通信の送り先などご注意ください。

<新連絡先>223-0065 横浜市港北区高田東3-38-15 田巻一彦方

TEL/FAX 045-531-1341 E-mail tamaki@ab.mbn.or.jp

月刊「キャッチピース」発行●脱軍備ネットワーク・キャッチピース 編集●月刊キャッチピース編集委員会

連絡先●〒223-1165 横浜市港北区高田東3-38-15 田巻一彦方 ☎・FAX 045(531)1341 E-MAIL

tamaki@ab.mbn.or.jp 郵便振替●00160-7-136148 キャッチピース 定価●100円(通信会員年間3000円)